

事 務 連 絡
令和6年10月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉連携推進シンポジウム」の開催について（周知）

平素より、社会福祉法人制度及び社会福祉連携推進法人制度の円滑な運営にご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、社会福祉連携推進法人制度は令和4年に施行され、令和6年3月末時点で21法人認定されているところであり、各法人における取組事例も蓄積されてきています。また、法人間連携の取組として、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用した連携・協働の取組もなされているところです。

今般、社会福祉連携推進法人制度の更なる普及やそのメリット等の共有を図ることを目的として、「社会福祉連携推進シンポジウム」が開催されることとなりました（主催：PwCコンサルティング合同会社）。

- シンポジウムは、社会福祉連携推進法人制度を中心に、連携・協働の取組の実態やその効果、メリット等を紹介するプログラムとなっており、社会福祉連携推進法人に興味のある社会福祉法人や、既設の社会福祉連携推進法人においても、ご参考としていただける内容となっております。
- 所轄庁を含め、地方自治体の関係者の皆様もご参加が可能です。
- ハイブリッド開催としており、オンラインだけでなく会場でのご参加も可能となっております。

（詳細につきましては、別添のパンフレットをご参照ください。）

つきましては、所管の社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に対して、シンポジウム開催について周知いただけますよう、ご協力をお願いいたします。併せて、都道府県においては、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）及び町村に対しても周知をお願いいたします。

なお、参加申込みは別添パンフレットに記載の申し込みフォームからお願いいたします。